

農業者特別枠

～高崎市職場環境改善事業～

ファン付き等作業服購入補助金の概要

目的	夏季の高温下における農作業中の熱中症を予防するため、ファン付き等作業服の購入に対し、補助を行う。
対象者	補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する経営体の代表者とする。 ①本市に住所を有し、耕作権を有する市内の農地で生産に取り組み、かつ、販売を行っている農家又は法人 ②高崎市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当していないこと。 ③市税等の滞納がないこと。
対象物品	ファン付き等作業服 ・補助対象者（経営体）の構成員が熱中症予防対策として着用するものとする。 ・身体の冷却機能を有する被服であって、バッテリーを使用するもの（電動ファン、水冷循環、ペルチェ素子等）に限るものとし、ウェア、冷却デバイス、バッテリー等を一式として購入するものとする。 ・新品未使用のものとし、中古品等は対象外とする。
購入先	・補助対象物品の購入先は市内業者（市内の住所で見積書・領収書を発行できる業者）に限るものとする。
補助金の額等	補助対象物品の購入に要した経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とし、2万円を限度とする。
注意事項	・ <u>交付決定前の購入は対象外</u> とする。 ・補助金の交付は、1経営体当たり1年度につき1回限りとする。 ・他の事業、制度等により、ファン付き等作業服の購入に係る補助金等の交付を受けた場合は、対象外とする。

高崎市農業者向けファン付き等作業服補助金

～申請から補助金交付までの流れ～

①交付申請（申請者）→本庁 農林課、各支所担当課（※下記「問い合わせ先」参照）

【提出方法】次の（１）～（３）の方法により提出してください。

- （１）インターネット（電子申請）：市HPから申請できます。
- （２）郵送

郵送先：〒370-8501 高崎市高松町 35-1

高崎市役所農政部農林課農業担当 宛

- （３）窓口持参：農林課、各支所担当課

※申請者は、市内業者から購入予定のファン付き等作業服の見積書等を発行してもらい、他の添付書類と併せて申請書を提出してください。

※予算が上限に達し次第、受け付けを終了します。



電子申請は
市HPから

②申請書類等の審査・交付決定（本庁 農林課→申請者）

補助対象の要件を満たしているかを審査の上、交付の可否を決定します。

③事業着手（ファン付き等作業服の購入）

市から「交付決定通知」が届いたら、速やかにファン付き等作業服を購入してください。

※交付決定前に購入したファン付き等作業服は、交付の対象になりません。

※変更申請（申請者→本庁 農林課）

・交付決定後、購入物品を変更する場合は、「変更申請」が必要となります。なお、補助金額の増額はできません。

④実績報告（申請者→本庁 農林課）

ファン付き等作業服を購入したら、購入日から30日以内に実績報告をしてください。

⑤補助金の交付

実績報告の内容を審査し、ファン付き等作業服を購入が適正であると確認できたら補助金を交付します。

◇問い合わせ先（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）◇

■本庁 〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1

高崎市役所 農林課 農業担当（14 階）

TEL（直通）：027-321-1261 / FAX：027-323-3224

E-mail：nourin@city.takasaki.gunma.jp

■各支所（※申請書の配布・受理のみ）

・倉渕支所農林建設課 027-378-4527 ・箕郷支所産業課 027-371-9057

・群馬支所建設課 027-373-2461 ・新町支所地域振興課 0274-42-1235

・榛名支所産業観光課 027-374-6712 ・吉井支所産業課 027-387-3134